

社会保険二瀬病院介護老人保健施設 短期入所療養介護（介護予防含） 運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 一般社団法人福岡県社会保険医療協会が開設する社会保険二瀬病院介護老人保健施設（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 社会保険二瀬病院介護老人保健施設
- (2) 開設年月日 平成2年12月18日

- (3) 所在地 福岡県飯塚市伊川1243番地1
- (4) 電話番号 0948-22-2225 FAX番号 0948-29-0903
- (5) 管理者名 志村英生
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設4055580130(号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人以上
- (3) 薬剤師 1人以上
- (4) 看護職員 10人以上
- (5) 介護職員 24人以上
- (6) 支援相談員 2人以上
- (7) 理学療法士・作業療法士
 - ・理学療法士 2人以上
 - ・作業療法士 2人以上
- (8) 管理栄養士 2人以上
- (9) 介護支援専門員 2人以上
- (10) 事務職員 4人以上
- (11) 技術職員 1人以上
- (12) 運転手 2人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。(配置しない場合は、記載の必要はない。)
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。(配置しない場合は、記載の必要はない。)
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、施設の庶務及び総理の事務処理に関する事を行う。
- (11) 技術職員は、施設管理(ボイラー、電気、水道)に関する事を行う。

(12) 運転手は、運転業務に関することを行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

※各種加算の算定を受ける場合は、以下列記する。

- 1 サービス提供体制加算（I）イ（1日22単位）
- 2 夜勤職員配置加算（1日24単位）
- 3 個別リハビリテーション実施加算（1日200単位）
- 4 療養食加算（1回8単位）
- 5 送迎加算（片道184単位）
- 6 緊急短期入所受入対応加算（1日90単位）
- 7 介護職員処遇改善加算（I）（利用者総単位数×1000分の75）

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、行事費、私物の洗濯代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

飯塚市、嘉麻市、直方市、宮若市小竹町、桂川町、及び田川市

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容として行うため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は面会者名簿に必要事項に記入する。
- ・ 消灯時間は午後9時
- ・ 外出・外泊は必ず行先と帰宅時間を外出外泊申請書に記載する。
- ・ 飲酒・喫煙は禁止する。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の用途に従ってご利用していただく。
- ・ 金銭・貴重品の管理は自己にて保管。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、施設長の許可の元による。
- ・ 宗教活動は禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護(予防短期入所療養介護)サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(職員の服務規律)

- 第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第19条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第20条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める一般社団法人福岡県社会保険医療協会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第21条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 22 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、一般社団法人福岡県社会保険医療協会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。

別表1

利用料

従来型個室（1人部屋） 1日あたり

要介護度区分	算定根拠・単価等	利用者負担額（1割）
要介護1	753単位×10.14円	764円
要介護2	801単位×10.14円	812円
要介護3	864単位×10.14円	876円
要介護4	918単位×10.14円	931円
要介護5	971単位×10.14円	985円

多床室（2人、4人部屋）1日あたり

要介護度区分	利用料	利用者負担額（1割）
要介護1	830単位×10.14円	842円
要介護2	880単位×10.14円	892円
要介護3	944単位×10.14円	957円
要介護4	997単位×10.14円	1,011円
要介護5	1,052単位×10.14円	1,067円

（注）介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき設定するものとする。

※令和6年4月1日より介護報酬改定に伴い、基本単価等が変更となりました。

※令和6年8月1日より一部食費代、負担限度額の基準が変更になりました。

居住費及び食事の自己負担額（1日あたり）

従来型個室（1人部屋） 施設設定 1食あたり

利用者負担段階	利用者負担段階の代表的な内容	居住費	食費	朝食	昼食	夕食
第1段階	生活保護受給者世帯等	0円	300円	80円	110円	110円
第2段階	世帯全員が住民税非課税等、年金80万円以下の方等	550円	600円	100円	250円	250円
第3段階①	〃 年金80万円を超え120万円以下の方	1,370円	1000円	300円	350円	350円
第3段階②	〃 年金120万円を超える方	1,370円	1,300円	300円	500円	500円
第4段階	本人が住民税課税者、世帯の中に課税者がいる方等	1,728円	1,445円	405円	520円	520円

【介護予防】

従来型個室（1人部屋）

1日あたり

介護予防短期入所療養介護費		
	算定根拠・単価等	利用者負担金（1割）
要支援1	579単位×10.14円	622円
要支援2	726単位×10.14円	785円

多床室（2、4人部屋）

1日あたり

介護予防短期入所療養介護費		
	利用料（10割）	利用者負担金（1割）
要支援1	613単位×10.14円	587円
要支援2	774単位×10.14円	736円

多床室（2人、4人部屋）

施設設定 1食あたり

利用者負担段階	利用者負担段階の代表的な内容	居住費	食費	朝食	昼食	夕食
第1段階	生活保護受給者世帯等	0円	300円	80円	110円	110円
第2段階	世帯全員が住民税非課税等、年金80万円以下の方等	430円	600円	100円	250円	250円
第3段階①	〃 年金80万円を超え120万円以下の方	430円	1000円	300円	350円	350円
第3段階②	〃 年金120万円を超える方	430円	1,300円	300円	500円	500円
第4段階	本人が住民税課税者、世帯の中に課税者がいる方等	437円	1,445円	405円	520円	520円

介護保険負担限度額認定申請書を各市町村へ申請することにより利用者負担段階が決定する。

利用者負担段階の認定結果に基づき、利用者へ負担金の説明を行う。

（注）生活保護受給者については介護券に基づき、自己負担金が発生する場合がある。

別表2

その他の費用

法定給付外サービス費用項目	利用者負担額
テレビ代（テレビカード式） *1枚19時間30分使用可能	1,000円/1枚
理容代（普通カット） 理容代（丸坊主） 理容代（顔そり） 理容代（カラー）*シャンプー含む 理容代（パーマ）*シャンプー含む	1,650円/回 1,100円/回 880円/回 4,400円/回 7,150円/回
私物洗濯 ネット1袋（大きさ80cm×45cm） お一人：1週間に2袋まで使用可能	7,700円/月

利用者、家族等からの苦情等処理するために講ずる措置の概要

事業所又は事業所名	社会保険二瀬病院介護老人保健施設
提供するサービス種類	介護老人保健施設

措 置 の 概 要

- 1 利用者等からの相談又は苦情、虐待通報に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置
 - ① 相談、苦情、虐待通報に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。
また、担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。
(電話番号) 0948-22-2225 (FAX) 0948-29-0903
(担当者) 社会保険二瀬病院介護老人保健施設
主担当者(支援相談員) 副島 悠里 副担当者(看護師長) 大久保 さつき
 - ② 上記相談窓口及び処理体制等について、施設内に掲げるとともに、サービス利用開始の際に利用者及び家族に文書を配布し周知を図っている。
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
 - ① 苦情があった場合は、ただちに相談担当者又は施設職員が相手方に連絡を取り、直接出向くなどして詳しい事情を聞くとともに、担当者からも事情を確認する。
 - ② 相談担当者等は、苦情内容、事実確認状況及び対応方針を管理者に報告するとともに、指示を受け速やかに相談事項の処理を行う。
 - ③ 管理者が必要であると判断した場合は、検討会議（管理者を長として各職種1名以上で構成等）を行う。
 - ④ 検討の結果をできるだけ早急に伝える等、具体的な対応をする。(例えば、謝罪に行く等)
 - ⑤ 苦情の内容によっては、関係機関（保健所・福祉事務所・福岡県運営適正化委員会等）に報告を行う。
 - ⑥ 虐待通報については、早急に検討委員会を開催、情報収集を行ない、委員会で虐待と判断した場合は、関係機関へ報告を行なう。
 - ⑦ 苦情処理結果等を必ず職員全員に対し、朝礼等で報告するとともに、文書回覧等により具体的な内容の周知を図り、再発防止を促す。
 - ⑧ 記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、研修会の際に活用するなど再発を防ぐために役立てる。
- 3 その他参考事項
 - ① 日頃から利用者や家族とのコミュニケーションを図ることに努め、普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけている。
 - ② 毎日朝礼等で確認し、看護及び介護職員等との連絡調整を密にしている。
- 4 公的機関の相談窓口

○飯塚市介護保険課	住所：飯塚市新立岩5番5号
TEL：0948-22-5500	FAX：0948-21-2066
○嘉麻市高齢者介護課	住所：嘉麻市上臼井446-1
TEL：0948-62-1182	FAX：0948-62-5018
○直方市保険課介護保険係	住所：直方市殿町7-1
TEL：0949-25-2116	FAX：0949-24-3812
○桂川町 福岡県介護保険広域連合桂川支部	住所：嘉穂郡桂川町大字土居360
TEL：0948-65-1151	FAX：0948-65-4405
○田川市・郡 福岡県介護保険広域連合田川支部	住所：田川市新町18-7 田川自治会館内
TEL：0947-49-1093	FAX：0947-49-1097
○北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課	住所：北九州市小倉北区城内1番1号
TEL：093-582-2771	FAX：093-582-5033
○福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	住所：福岡市博多区吉塚本町13番47号
TEL：092-642-7859	FAX：092-642-7857